

中部中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成31年4月一部改訂

令和2年4月一部改訂

- ・学校教育目標
「主体的に学び 心豊かに たくましく生きる生徒の育成～“深く学び合う”場の創造を目指して」（年度ごとに基本方針を変更する必要があるため項目に入れずに表記）
- ・学校人権教育目標
「仲間と共につながり合い、自他を大切にし、自ら行動できる生徒を育成する」

1. いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「中部中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、人権教育推進主任、教育支援コーディネーター、（該当生徒に応じ）学年主任・学級担任、養護教諭、心理の専門家（SC、SSW等）によって構成する「いじめ防止対策委員会」を常設する。

(2) 当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護

- 者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ⑥ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

3. いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のために

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 生徒に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

（例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等）

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 全ての生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

イ いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

③ いじめが生まれる背景の把握と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めるとともに、生徒の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

イ 生徒一人ひとりがストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

ア 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

イ その際、全ての生徒が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な生徒への目配りや生活ノート（連絡帳）等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期に2回以上のアンケート(生活アンケートやいじめアンケート)調査や、学期ごとの教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。部活動においてもアンケート調査や面談等により、いじめの実態把握に取り組む。アンケートの実施にあたっては、適切に生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。その際、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

ウ いじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、生徒の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、一人の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」に相談・報告する。

さらに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒と向き合うことにより、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することにも配慮することが必要である。

イ 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を報告する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報を適切に保護するよう留意する。その上で、いじめ(疑われる行為)が、いつ、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかなどの事実関係を、可能な限り明確にし、適切に記録しておく。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

② いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘

密を守ることを伝え、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒が安心して、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、今後の学校の対応を伝え、必要な措置をとるなどの環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。いじめの解決とは、被害生徒やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教員の観察等から実態がないと判断されたときとするものとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

⑥ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその

保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心の確保に努める。いじめ防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察に努める。

4. 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、学校はいじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要であることの周知を図っていく。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進していく。

また、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開し、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進するように努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

①については、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ防止対策委員会」が調査を行い事態の解決に当たる。

また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応にあたる。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

【取組の年間計画】

	検証サイクル	いじめ防止対策委員会 職員会・研修会 等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		○「いじめ防止基本方針」の周知と徹底 ○部活動方針と年間計画書を作成	○いじめ防止に向けた学校長からの説明・講話 ○学級開き、学年開き ○相談体制の生徒・保護者への周知 ○部活動方針の生徒・保護者への周知 ○保健指導（養護教諭） ○いじめ防止月間の取組	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○健康診断	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学校運営協議会での「いじめ防止基本方針」の説明
5月		○情報モラル指導 ○研修①（部活動の在り方）	○校外学習（1年） ○修学旅行（3年）	○生活アンケート ○教育相談週間 ○家庭訪問	○HPでの更新
6月		○研修②（いじめ防止） ○いじめチェックリスト	○職場体験学習（2年） ○小中連絡会	○いじめアンケート ○QUアンケート ○個別相談	
7月	○学校評価アンケートの実施→検証	○生徒・教職員への学校評価アンケート	○部活動方針の生徒・保護者への周知	○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート	
8月	○中間評価	○研修②（ケーススタディ） ○いじめチェックリスト		○部活動アンケート	○学校運営協議会での検証
9月	○学校運営協議会への行事・授業の公開		○体育祭	○いじめアンケート ○個別相談	
10月			○文化祭	○生活アンケート ○教育相談週間	
11月			○人権週間 ○いじめ防止月間の取組	○学校公開日	
12月	○学校評価アンケートの実施→検証	○生徒・教職員への学校評価アンケート ○いじめチェックリスト		○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート	
1月	○年間評価			○いじめアンケート ○個別相談	○学校運営協議会での検証
2月	○学校運営協議会による結果の検証		○3年生を送る会	○生活アンケート ○教育相談週間	
3月	○基本方針の検討		○卒業式		
年間		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○授業・道徳教育・人権教育・体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動 ○生活委員会によるいじめ防止活動

【いじめ（疑いのあるものを含む）の対応フローチャート】

亀山市立中部中学校

〈いじめの未然防止・早期発見〉

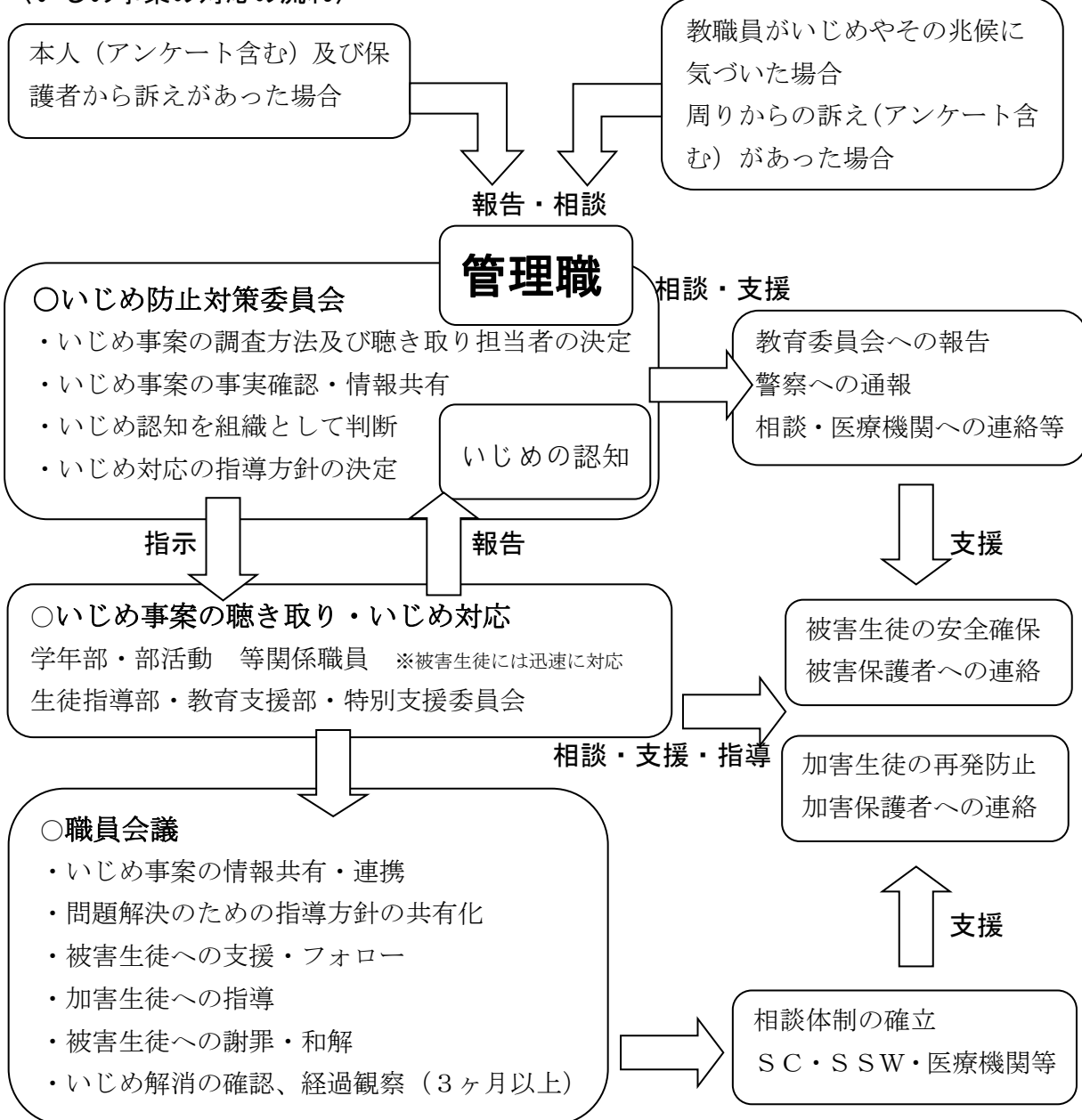
○いじめ防止対策委員会

管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、人権教育推進主任、教育支援コーディネーター

該当生徒に応じ（学年主任、学級担任）養護教諭、心理の専門家（SC、SSW等）

- ・未然防止のための全体指導計画の立案
- ・研修の企画
- ・学校運営協議会としての取組、保護者や地域との連携
- ・早期発見のための生徒面談・アンケート等の実施（いじめアンケートは5年保存）
- ・PDCAによる取組の評価と改善

〈いじめ事案の対応の流れ〉



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっていたり、班にすると机と机の間に隙間があったりする
- 教員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残ったり、特定のグループでまとまったりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気、周りの顔をうかがう子どもがいる
- 些細なことで冷やかしたり、失敗を笑ったりする雰囲気がある

いじめられている（疑いのある）生徒

- 日常の行動・表情の様子
 - わざとらしくはしゃいだり、おどおどしたりしている
 - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - 下を向いて視線を合わせようとしない
 - 顔色が悪く、元気がない
 - 遅刻・欠席が多くなったり、早退や一人で下校することが増えたりする
 - 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
 - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 授業中・休み時間
 - 一人でいることが多かったり、休み時間一人で教室にすわったりしている
 - 班編成の時に孤立しがちであったり、教職員の近くにいたがったりする
 - 発言したり教職員がほめたりすると、冷やかされたり、陰口を言われたりする
 - 学習意欲が減退し、忘れ物が増えたり、成績が突然下がったりする
- 昼食時
 - 好きな物を他の子どもにあげたり、食事の量が減ったり、食べなかったりする
 - 他の子どもの机から机を少し離している
- 清掃時
 - いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になったり、一人で離れて掃除をしたりしている
- その他
 - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - 持ち物や机、ロッカーに落書きをされたり、壊されたり隠されたりする
 - 服に靴の跡があったり、ボタンやポケットが破れたりしている
 - 手や足にすり傷やあざがある
 - 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている（疑いのある）生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教員によって態度を変えたり、教員の指導を素直に受け取れなかったりする
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する行動をしたり、きつい言葉を使ったりする

いじめ防止の取組 チェックリスト

【指導体制】

- いじめの問題に対する指導方針が学校の教育計画に明記され、全教職員で共通理解している。
- いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して対応している。
- 問題を特定の教員が抱え込まず、学校全体で対応する体制が確立している。
- いじめに関する校内研修会を定期的に関き、教職員の資質向上や取組に生かしている。

【指導】

- 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
- いじめを行う子どもに対しては、警察との連携による毅然とした措置等も含め、学校としての具体的な対応について明確にしている。
- いじめられる子どもを、徹底して守り通している。
- いじめが解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導を行っている。

【早期発見・早期対応】

- 日頃から子どもをよく観察し、心のサインを見逃さないよう努めている。
- 学級の子どもたち一人一人とコミュニケーションを十分に図っている。
- 学校行事等を通じて、学級外の子どもたちにも日常的な声かけを心掛けている。
- 子どもに投げかける言葉の中身を吟味している。
- 定期的にいじめ調査を行うなど、子どもの生活実態のきめ細かい把握に努めている。
- SCや養護教諭など学校内の専門家と連携して、いじめの把握に努めている。
- 日頃から報告連絡相談を密にし、いじめの情報がもたらされたときには迅速に対応している。

【教育相談】

- 校内に子どもの悩みや要望を受け止める教育相談の体制が整備され、適切に機能している。
- 学校における教育相談や、相談機関について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。
- 教育相談において、必要に応じて相談機関などの専門機関との連携が図られている。

【家庭・地域との連携】

- いじめに関して家庭や地域の理解や協力が得られるよう、学校の基本姿勢等を公表している。
- いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく家庭と連携して解決に当たっている。
- いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。

【授業・学級活動】

- わかる・できるなどの達成感や成就感を味わわせる授業づくりに努力している。
- 全ての子どもの意見を傾聴する姿勢をもち、一人一人の子どもに寄り添い、大切にしている。
- 子どもをつまずきを予測し、つまずきに対する手だてを準備して授業に臨んでいる。
- 教科や活動の内容に応じて様々な学習集団を組織し学習活動に取り組んでいる。
- 道徳や学級活動等でいじめにかかわる問題を取り上げ指導する時間を設定している。